

平成 19 年 7 月 3 日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 8309 東証第一部)

優先株式の転換及び普通株式の売出しによる公的資金の返済について

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の国内市場及び海外市場における売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本売出しは、平成 19 年 3 月 30 日にお知らせいたしました「公的資金（優先株式）の市場売却の申出について」にかかるものであり、今後、預金保険機構の承認が得られることを前提に、株式会社整理回収機構に引受けていただいている当社第三種優先株式 156,406,250 株（当初発行総額 2,502.5 億円）のうち 23,125,000 株（当初発行総額 370 億円相当）を普通株式に転換（取得請求に対する当社普通株式の交付によります。）し、市場売却（売出し）していただくことにより、公的資金を返済するものです。

記

1. 売出株式の種類

当社普通株式

2. 売出株数

82,222,000 株

上記売出株数は、国内売出株数及び海外売出株数の合計であり、最終的な国内売出株数及び海外売出株数は、下記 4. 記載の売出価格等決定日に需要状況等を勘案の上、上記売出株数の範囲内で、下記 3. 記載の売出人が決定します。

3. 売出人

株式会社整理回収機構

このお知らせは、当社普通株式の売出しについて一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。

4. 売出価格

未定（平成 19 年 7 月 23 日(月)から平成 19 年 7 月 26 日(木)までの間のいずれかの日（以下「売
出価格等決定日」といいます。）に決定されます。）

売出価格の決定に際しては、平成 19 年 7 月 11 日(水)に提示される仮条件をもとに需要状況等を
勘案した上で、ジョイント・グローバル・コーディネーター（野村証券株式会社及びモルガン・ス
タンレー証券株式会社）と協議の後、売出人が決定します。

5. 売出方法

(1) 国内売出し

国内市場における売出しについては、以下の引受人による買取引受けとします。

野村証券株式会社
モルガン・スタンレー証券株式会社
大和証券エスエムピーシー株式会社
日興シティグループ証券株式会社
新光証券株式会社
岡三証券株式会社
東海東京証券株式会社
三菱UFJ証券株式会社
SMBCFレンド証券株式会社
藍澤証券株式会社
水戸証券株式会社
極東証券株式会社
松井証券株式会社
マネックス証券株式会社

(2) 海外売出し

海外市場における売出し（但し、米国においては 1933 年米国証券法ルール 144 A に基づく適格
機関投資家に対する私募のみとします。）については、以下の引受人による買取引受けとします。

Morgan Stanley & Co. International plc
Nomura International plc
Citigroup Global Markets Limited
Daiwa Securities SMBC Europe Limited
Goldman Sachs International
Merrill Lynch International
UBS Limited
BNP Paribas
Deutsche Bank AG, London Branch
J.P.Morgan Securities Ltd.

このお知らせは、当社普通株式の売出しについて一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。

6. 申込期間

国内売出しの申込期間は、売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日までとします。

7. 受渡期日

受渡期日は、売出価格等決定日の4営業日後の日とします。

8. 申込証拠金

1株につき売出価格と同一金額とします。

9. 申込株数単位

1,000株

10. 本売出しに関し、平成19年7月3日に有価証券通知書及び臨時報告書を提出しております。

以上

(ご参考)

売出人は保有している当社第三種優先株式の一部の取得請求により当社が交付する普通株式82,222,222株のうち単元未満株式を除いた82,222,000株につき、本売出しを行います。

なお、当社は上記取得請求により取得する当社第三種優先株式23,125,000株の全てを、その取得日において消却する予定です。

このお知らせは、当社普通株式の売出しについて一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。